

意見募集案件	北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
担当課	消防本部総務課 電話 011-373-3100

意見募集期間	令和3年12月20日(月) から 令和4年1月21日(金) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇消防本部総務課及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島12月15日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと</p> <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p> <p>消防本部総務課 郵便番号 061-1132 北広島市北進町1丁目3番地1 電話 011-373-3100 ファクシミリ 011-373-3611 電子メールアドレス: 119soumu@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和4年1月 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 消防団員の処遇改善のため、消防庁通知に基づき、団員の年報酬の改正や出勤等の費用弁償を出勤報酬に改正するほか、必要な文言整理を行うものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙「北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定 消防団員の階級の基準(昭和39年消防庁告示第5号) 北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 報酬の増額も盛り込まれており、消防団員の処遇改善につながる。</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 総務省消防庁通知「非常勤消防団員の報酬等の基準」(別紙)</p>
対象となる政策等 の原案	総務省消防庁通知「〇〇市(町村)消防団員の 定員、任免、服務等に関する条例(例)の一部を改正する条例(例)」

その他

・パブリックコメント後のスケジュール

令和4年3月 議会へ条例案提出(第1回定例会)

令和4年4月 北広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例 施行